

一般料金契約

[個別約款]

2019年10月1日 実施

日本瓦斯株式会社

目 次

1. 用語の定義	1
2. 適用条件	1
3. 契約の締結	1
4. 料金	2
5. 契約の変更または解除	2
6. その他	2
付則 1. 実施の期日	2
2. 本約款の実施に伴う切り替え措置	2
(別表)	3

1. 用語の定義

本個別約款において使用する用語の定義は次の通りといたします。

- (1) 「一般料金契約」とは、一般ガス供給約款（基本約款）及び本個別約款に基づきお客さまと当社との間で締結する自由料金契約をいいます。

2. 適用条件

本個別約款は、他の個別約款を適用していないすべてのお客さまに適用します。

3. 契約の締結

- (1) 本個別約款にもとづく契約（以下「本契約」といいます）の締結を希望されるお客さまは、当社が定める申し込み方法により、当社に申し込んでいただきます。
- (2) 本契約は、当社がお客さまからの申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。
- (3) 契約期間は次のとおりといたします。
 - ① 契約期間は、契約成立日以降最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日を起算日として、以降最初の定例検針日が属する月の翌年同月の定例検針日までといたします。ただし、契約成立日が新たにガスを使用開始する日（以下「使用開始日」といいます。）以前の場合は、使用開始日から、その翌日以降最初の定例検針日が属する月の翌年同月の定例検針日までといたします。
 - ② 契約期間満了日以前に解約の申し込みがない場合、本契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日が属する月の翌年同月の定例検針日まで継続するものとし、以後これにならうものといたします。
- (4) 当社は、本契約の契約期間満了前に解約したお客さまが、再度同一需要場所で本契約または他の個別約款への申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日または契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改装等のための一時不使用による解約または契約種別の変更の場合はこの限りではありません（(5)において同じ）。
- (5) 当社は、本契約の契約期間満了前に他の個別約款にもとづく契約への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。
- (6) 当社は、お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものも含みます。）の料金を、当該契約に適用されるそれぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても

支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。

4. 料 金

当社は、別表の料金表（料金表の基本料金、基準単位料金又は一般ガス供給約款（基本約款）20の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。

5. 契約の変更または解除

- (1) お客様のガス使用計画に変更がある場合は、契約期間中であっても、双方協議して本契約を変更または解除することができるものといたします。
- (2) 当社またはお客様に契約違反があった場合（2の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には、契約期間中であっても相互に契約を解消できるものとします。

6. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款（基本約款）を適用いたします。

付 則

1. 実施の期日

2019年10月1日からといたします。

2. 本約款の実施に伴う切り替え措置

当社は、2019年9月30日以前から継続して供給している需要家に対して、2019年10月1日から2019年10月31日までに支払義務が初めて発生するものについては、2019年9月30日まで適用された一般料金契約に基づき料金を算定いたします。

(別表)

1. 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから15立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が15立方メートルを超え、30立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が30立方メートルを超え、150立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D 使用量が150立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金表A (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	753.50円
------------------	---------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	260.98円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の各基準単位料金をもとに一般ガス供給約款(基本約款)20の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

3. 料金表B

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,386.00円
------------------	-----------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	218.79円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の各基準単位料金をもとに一般ガス供給約款(基本約款)20の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

4. 料金表C

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	2,006.40円
------------------	-----------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	198.11円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の各基準単位料金をもとに一般ガス供給約款(基本約款)20の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

5. 料金表D

(1) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	6,503.20 円
--------------------	------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	168.13 円
-------------	----------

(3) 調整単位料金

(2) の各基準単位料金をもとに一般ガス供給約款（基本約款）20の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。